

第8回 社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会	資料2
平成30年4月20日	

社会保障審議会児童部会
放課後児童対策に関する専門委員会
中間とりまとめ 素案

平成30年●月●日

はじめに	1
1. 子どもたちの放課後生活の重要性とその理念	2
(1) 児童の権利条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を保障する育成支援	2
(2) 子どもの「生きる力」の育成支援	4
(3) 地域共生社会を創出することのできる子どもの育成支援	6
2. 放課後児童対策の歴史的推移と現状並びにその課題	7
3. 放課後児童クラブの今後のあり方	9
(1) 待機児童の解消	9
① いわゆる「量の拡充」について	9
② 学校との関わり	9
(2) 質の確保	10
① 放課後児童クラブに求められるもの	10
② 放課後児童支援員のあり方・研修について	11
おわりに	12
【関連資料】	13
「放課後児童対策に関する専門委員会」委員名簿	13
「放課後児童対策に関する専門委員会」開催経過	14
【参考資料】	15

はじめに

- 共働き家庭の増大や就労状況の多様化、放課後生活の多様化、自由な遊び場や遊ぶ時間の縮小、生きた体験の不足など、社会状況の変化を受けて、放課後児童対策の再構築が喫緊の課題として浮かび上がってきている。
- 放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にあり、待機児童も生じている。保育サービスの利用児童の増加とともに、今後クラブの利用児童もさらに増加すると考えられる。保育所については待機児童解消のための受け皿を整備している状況がある中で、小学生児童の放課後の受け皿もまた充実させていく必要がある。同時に、設備運営基準及び運営指針のもとで放課後児童クラブの質を確保・向上させていくことが求められ、放課後児童クラブの量と質の拡充は大きな課題であると考えられる。
- 子どもたちの放課後の過ごし方は多様化しており、放課後の居場所についてのニーズも大きい。子どもたちの放課後には、学校で過ごすことのみならず、多様な生活や遊びの場が用意されなければならない。
- 本委員会は、以上のような状況を踏まえ、子どもの放課後生活はいかにあるべきかという観点から、今後の放課後児童対策について●回にわたり議論を重ねてきたところであり、本報告書はその検討の中間結果をとりまとめたものである。
- とりわけ、放課後児童対策を考える上では、「健全育成」という概念を再検討することが不可欠であると考えた。健全育成という用語は、高度経済成長期に国の人づくり政策の文脈の中で登場し、それ以来、対象を限定しない一般的な児童を対象とした事業・施策の目的概念として使われているが、健全育成という概念に対する明確で統一的な規定や解釈がなされていない。また、大きく社会的な状況が変化している中で、改めて福祉（子どもの権利）の視点から現代版の健全育成の概念を検討する必要があると思われる。

1. 子どもたちの放課後生活の重要性とその理念

- 近年の社会的動向や児童の権利条約、改正児童福祉法の理念を踏まえ、今後の子どもたちの育ちや放課後生活の保障を考えた場合、次の 3 つの視点が必要になると考えられる。
 - (1) 児童の権利条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を保障する育成支援
 - (2) 子どもの「生きる力」の育成支援
 - (3) 地域共生社会の創出することのできる子どもの育成支援

(1) 児童の権利条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を保障する育成支援

- 平成 28 年の児童福祉法の改正により、第 1 条（児童の福祉を保障するための原理）冒頭で、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること」と定められ、これが子どもの権利であることが示された。
- これを保障する社会資源の一つが、児童福祉法上の児童厚生施設や放課後児童クラブである。つまり、法令からみれば、児童厚生施設や放課後児童クラブの育成支援観は、「児童の権利条約の精神にのっとり育成する」ことでなければならない。

またこれは、上記施設や事業だけでなく、放課後児童対策全体における基本的な視点として考えなければならない。

(基本的な視点・方向性)

- 放課後児童対策の中で、子どもの最善の利益（児童の権利条約 第 3 条）をいかに実現していくか、考えていくことが必要である。たとえば、放課後児童クラブ運営指針の策定にあたっての視点には「子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再認識し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理する」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブ運営指針」の策定について」雇児発 0331 第 34 号 平成 27 年 3 月 31 日）と述べられているが、常にこうした視点に立ち戻る必要がある。

特に条約第 3 条は、子どもの最善の利益を保障しようとする大人の責務が強調されており、子どもの最善の利益を体現できる行政や放課後児童支援員等のあり方が問われる。子どもの最善の利益の実現という視点に立った、人材確保、人材配置、人材養成・研修、場所などのあり方についての検討が求められる。
- 子どもの最善の利益を保障していくにあたっては、意見表明権との関係を考える必要がある。条約第 12 条は、子どもの年齢及び成熟度に従って子どもの意見を尊重す

べきことを規定しており、本条約が発達的視点を有していることを示している。

子どもが自己の意見を持つことができるように成長するためには、幼少期から自分で考え、自分で決定するという体験が必要とされる。同時に、発達的視点からすれば、発達途上にある子どもの意見を大人が傾聴し、くみ取り、大人と子どもが一緒に決定していくというプロセスによって、最善の利益が達成されることが考えられる。

放課後児童対策においても、年齢やあるいは成熟度が高まるに従い、主体的に生き、自分の意見を持てるような人間として育てていく、子どもの自己決定力の育成と尊重という視点が重要である。つまり、主体性、自己決定力を育むことが、条約の精神からみた育成観となる。

- このように考えると、子どもの最善の利益を保障しようとする大人の責務と、子どもの主体性、自己決定、自律の育成とは、コインの裏表でもあるといえる。放課後児童対策における育成の視点として、これを基底におかねばならない。

(参考)

※児童福祉法

第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

※児童の権利に関する条約

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

(2) 子どもの「生きる力」の育成支援

- 我が国の学校教育のキーワードとして、「生きる力」がある。次期の学習指導要領においても、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てる「生きる力の育成」が基本理念におかれている。
- これは、放課後における子どもの育成にも通じるものである。「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日内閣府告示第百五十九号）においても、「小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である。」と「子どもの育ちに関する理念」が述べられている。

(基本的な視点・方向性)

- 放課後は本来、子どもが学校で学んだことや家庭で身に着けたことを生かしながら、自主的・主体的な遊びや生活の体験を通じて、人として生きていくための知恵や社会性を育むことができる大切な時間・空間である。いわば放課後という時間・空間において、「生きる力」を育成していたといえる。
- そうしたことが自然にはできにくくなっている現在、放課後児童対策として、自主性や社会性、自立を育む観点が求められ、そのためにより一層遊びや生活、その他さまざまな体験を保障することが必要である。

(参考)

※文部科学省『小学校学習指導要領 解説 総則編』平成29年6月

「生きる力」とは、平成8年7月の中央教育審議会の答申において、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などであると指摘されている。

平成20年に行われた前回の改訂においては、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要性を増す、いわゆる知識基盤社会において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になっているという認識が示され、知・徳・体のバランスのとれた育成（教育基本法第2条第1号）や、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うこと（学校教育法第30条第2項）など、教育基本法や学校教育法の規定に基づき、児童に「生きる力」を育むことが重視されたところである。

平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申を受け、今回の改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓ひらき、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育てていくことを重視している。こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものであり、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるようにしていくことが重要となる。このため、本項において「生きる力」の育成を掲げ、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を通して、児童に確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを目指すことを示している（第 3 章第 1 節 2 「生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開」）

(3) 地域共生社会を創出することのできる子どもの育成支援

- 障害の有無、男女、年齢、国籍にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが分け隔てなく、生き生きとした人生を送っていく「共生社会」は、福祉における重要な考え方のひとつである。子どもも社会の一員として、共生社会という観点から放課後の生活を見直す必要がある。

(基本的な視点・方向性)

- 一人ひとりの子どもの尊厳を大切にし、一人ひとりの子どもが今このときを主体的に生き生きと過ごすことをめざし、一人ひとりの可能性が最大限に発揮できるよう側面的に支援し、またそうした子どもたちに寄り添うことを大切にする支援が、福祉の視点から見た育成観であるといえる。
- 主体的に遊び、主体的に生活する子どもは、支援者に支えられながらそこに起こる葛藤やその克服を通じて他者にもその権利があることを認識できるようになり、そんな他者とともに生きることの喜びを見出すことができるようになる。社会を構成する一員として、人と人がつながり合い、多様性を許容できる子どもを育てていくことが重要となる。
- 子ども、高齢者、障害者のみならずすべての人々が共生できる地域社会をつくるためには、子どもたちが地域に関わりをもって育つことが保障されなければならない。子どもたちを地域全体ではぐくむ仕組み作りのために、学校、地域、放課後児童クラブ等放課後児童対策として考えられる各種事業との関係・連携をどのように構築していくか、検討していく必要がある。

- 以上、3つの視点が、放課後児童対策における育成支援の理念として貫かれなければならない。これらの視点は、「健全育成」という概念をとらえなおす視点、健全育成の理念としても位置付けられると考えられる。
- またこれらの視点を放課後児童対策の理念として位置付けるならば、子どもが育つ場が多様に用意される必要があり、総合的な放課後児童対策の展開が求められる。

2. 放課後児童対策の歴史的推移と現状並びにその課題

- 放課後児童対策は、福祉分野では児童厚生施設の設置・運営による健全育成にはじまる。放課後児童クラブについては、昭和 51 年度から、留守家庭児童対策や健全育成対策として、国庫補助を開始し、その後平成 10 年施行の児童福祉法改正によって法定化された。
また、平成 19 年度からは文部科学省、厚生労働省合同で放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的または連携して実施する「放課後子どもプラン」が開始され、平成 26 年度から「放課後子ども総合プラン」に引き継がれ実施されている。
- 国と地方の関係の変化により、児童館の運営費をはじめとして、児童健全育成対策の多くは一般財源化された。また、放課後児童対策に関する施策それぞれ財源が異なり、管轄する省庁もいくつかに分かれており、国として総合的な放課後児童対策を描くことが課題となっている。
- 現在は、国では放課後児童クラブの充実が図られ、放課後児童クラブに子どもが集中する状況が見られる。一方で、地域の子どもの遊び場は縮小化し、放課後子供教室も含め、子どもたちの生活は学校に局限化される傾向にある。
- 公的な放課後児童対策の他では、従来の塾、お稽古事、地域における各種活動のみならず、特に都市部では、塾やスポーツクラブ等が運営する「学童保育」と名の付く民間事業も見受けられる。

(基本的な視点・方向性)

- 放課後児童対策については、教育的な側面から行われる事業を含め、様々な事業が実施されているほか、民間事業者も多く参画している。放課後児童対策を考えるにあたっては、幅広い視点を持ち、そのうえで公的に行うことが適切な施策について検討していく必要がある。
- 放課後という時間・空間を、子どもの成長発達的面からとらえ直すと、保護者や教師とも異なる大人と過ごすことができ、遊びを通して子どもが自主性や社会性、自立をはぐくむことができる重要な場である。それを実現するために、放課後児童対策として、どのように子どもの成長という観点から重要な経験・体験を子どもに提供することが必要か、地域資源の活用を含めて検討することが必要である。その際、放課後児童対策は、今の子ども・家庭に広がる様々な格差（体験格差、教育格差、経済格差、地域格差等）是正を目指したものと考えていくことが必要である。
- 平成 26 年に厚生労働省と文部科学省が共同して策定した「放課後子ども総合プラン」

は「多様な体験・活動を行う」ため、「一体型」を中心として放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を行うこととしている。「一体型」とは、共働き家庭等も含めたすべての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施するというものである。活動場所としては、学校の余裕教室や特別教室、学校敷地内の専用施設などが想定されている。放課後子ども総合プランの実施により、多様な体験メニューが提供されるようになっている。

- 児童館は、全国に 4,637 箇所あり、全ての子どもに対して開かれた施設である。国の児童館ガイドラインによって、「すべての児童が家庭の状況や児童本人の状況にかかわらずに自由に利用することができる」という特性を生かし、個々の機能に特化した事業展開だけでなく、複合的な機能を組み合わせて取り組むことができるという児童館の役割を、放課後児童対策の中で重視すべきであろう。
- そのため、今後の放課後児童対策の方向性として、現行の放課後子ども総合プランを推進していく中で、放課後児童クラブや放課後子供教室と、児童館をはじめとした地域の様々な施設を有機的に連携させ、どの地域の子どもも放課後に多様な体験が行えるような在り方が望ましい。
- そのためには、市町村に設置されている運営委員会の活用等により、行政の参画を含め、子どもの居場所づくりを検討していくことが望ましい。
- あわせて、放課後児童対策のあり方（基本的な考え方、目的、諸施策の連携等）について、現行法令を見た場合、「児童の遊びを指導する者」や「遊びを与える」という児童福祉法の規定ぶりが、現在の「育成支援」という観点からふさわしいか、今後検証すべき課題の一つであると考えられる。

3. 放課後児童クラブの今後のあり方

(1) 待機児童の解消

① いわゆる「量の拡充」について

(現状と課題)

- 放課後児童クラブにおける待機児童数は、平成 29 年度は 1 万 7 千人となった。前年度と比べてやや減少したものの横ばい状態である。
- 待機児童の学年別の状況を見ると、4 年生以上の割合が約 4 割となっている。これは、平成 27 年度から施行されている子ども・子育て支援新制度による、放課後児童クラブの対象拡大の影響が大きいと考えられる。
- 保育においては、子育て安心プランにより 2020 年度末に待機児童解消を目指している。また、昨年 12 月に閣議決定した「新たな経済政策パッケージ」において、放課後児童クラブの整備を加速化させるため「放課後子ども総合プラン」における平成 31 年末までの整備目標（約 30 万人分）を、1 年前倒しし、さらに、その後の在り方について検討することとされている。

(検討事項)

- 今後の量的整備にかかわる方針、特に 4 年生以上の待機児童を解消するための方策についてどのように考えるか？
 - ▶ これまでに頂いたご意見
 - ・ 低学年児童と高学年児童がそれぞれ必要とする内容は別である。
 - ・ 高学年の受け入れにあたって、児童館を活用しているところもある。
 - ・ 放課後対策全般について、子どもを守れるような情報の公開や倫理的セキュリティを検討すべき。
 - ・ 放課後児童支援員を支援するスーパーバイザー的職員の配置を検討すべき。

② 学校との関わり

(現状と課題)

- 「放課後子ども総合プラン」においては、学校施設の活用を中心に、放課後児童クラブと放課後子供教室との「連携」及び「一体型」の実施を推進している。
- 学校の校舎内に放課後児童クラブがあることには様々な長所がある一方で、子どもの中には学校の外で放課後を過ごしたいと望む子もいるなど、子どものあり方も多様である。

(検討事項)

- 放課後児童クラブと放課後子供教室との「連携」及び「一体型」の推進にあたって、子どもが様々な活動を行う上で、地域の多様な施設を活用し受け皿を整備していくにはどのような方法が考えられるか？

▶これまでに頂いたご意見

- ・ 子どもの放課後の生活が学校の中だけで完結しないようにする。
- ・ 児童館や社会教育施設、その他地域の社会的資源を積極的に活用する。

(2) 質の確保

① 放課後児童クラブに求められるもの

(現状と課題)

- 放課後児童クラブの運営を考えるにあたり、子どもの最善の利益を第一に考え、内容を検証する必要がある。
- 現状を考えると、子どもの自主的・主体的な活動が展開できるようにすること、他の社会福祉や学校教育の分野に比べて情報公開や運営内容の評価などがあまり進んでいないことが課題となると考えられる。

(検討事項)

- 子どもの自主性・主体性を育成する観点から、どのように育成支援をしていくことが考えられるか？

▶これまで頂いたご意見

- ・ 「放課後児童クラブ運営指針」における「育成支援」の内容は子どもの放課後対策全般に生かすことができるものである。
- ・ 放課後児童クラブ支援員が、遊びを側面的に支援するプレイワークの知識を身につける必要があるのではないか。

- 情報公開や運営内容の評価をどのように行うか？

▶これまで頂いたご意見

- ・ 放課後児童クラブのみならず、民間事業も含めてその地域の放課後の事業を利用者に情報提供すべきではないか。
- ・ 第三者評価基準など評価指標の開発等、成果や効果の「見える化」の検討。
- ・ 事業の質を図る際に「子どもの視点」をリアルにとらえる指標を設定する必要がある。

② 放課後児童支援員のあり方・研修について

(現状と課題)

- 放課後児童支援員は、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、放課後児童クラブにおいて子どもの育成支援を行う専門的な知識を有する者として置かれたものである。学校教育や保育とも異なる「育成支援」を担い、その業務はほかの職種とは異なる特性のあるものである。
- 現在、国では、放課後児童支援員に対する研修として、認定資格研修と資質向上研修の二種類を用意している。放課後児童支援員認定資格研修については、経過措置により、来年度末までに今後放課後児童支援員として勤務を予定する方については受講を義務付けている。自治体や放課後児童クラブ関係者からは、経過措置期間までに受講が修了しないことについて懸念もある。
- 一昨年に厚生労働省が実施した放課後児童クラブに関する実態調査によると、放課後児童クラブに従事する月給制の職員一人当たりの給与は、年額で 270.3 万円となっている。

(検討事項)

- 今後、放課後児童支援員認定資格研修の経過措置が終了する、2020 年度以降の放課後児童支援員の確保や研修をどのように実施するか？
 - ▶これまで出たご意見
 - ・ 教員免許のような更新制度の導入をすべきではないか。
 - ・ 新卒者の養成について検討すべき（大学の養成課程で資格取得を可能にする等）。
- 放課後児童支援員のスキルアップを図るための資質向上研修のあり方を今後どのように考えるか？
 - ▶これまで出たご意見
 - ・ 研修体系の整理、各地域で行われている研修との重複の整理等が必要ではないか。
 - ・ 研修内容について検討すべきではないか。（ソーシャルワーク、プレイワークの知識、安全などに関する内容の導入・強化 等）

おわりに

- 本委員会で検討してきたように、「健全育成」という観点から子どもの放課後生活を保障していくためには、放課後児童対策の全容を明らかにし、その全体の充実を図ることが必要である。また、その中では、放課後児童クラブの果たすべき役割を明確化し、その質量とともに充実を図っていくことも求められる。

子どもたちが主体的に生きる力、他者と共に生きる力を育成することを支援するため、国が総合的な放課後児童対策を進めていくことが課題となるだろう。

【関連資料】

「放課後児童対策に関する専門委員会」委員名簿

(平成30年4月20日現在)

あかほり まさみ 赤堀 正美	静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課長 (オブザーバー)
あべ よしえ 安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構教職課程科 准教授
いけもと みか 池本 美香	株式会社日本総合研究所主任研究員
うえき しんいち 植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授
おの さとみ 小野さとみ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会 わんぱく学童保育クラブ 施設責任者兼放課後児童支援員
かしわめ れいほう ◎柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
かねふじ こ 金藤ふゆ子	文教大学人間科学部人間学科教授
くろやなぎ 黒柳いずみ	静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課長 (～平成30年3月)
しみず としあき 清水 利昭	三鷹市子ども政策部児童青少年課長
しみず まさゆき 清水 将之	淑徳大学短期大学部こども学科准教授
たなか まさよし 田中 雅義	新潟県聖籠町教育委員会子ども教育課長
なかがわ いちろう 中川 一良	京都市北白川児童館館長
のなか けんじ 野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団企画調査室長
やまだ かずえ 山田 和江	学童クラブ「清明っ子」 代表兼放課後児童支援員

(五十音順、敬称略)

【注】◎は委員長

「放課後児童対策に関する専門委員会」開催経過

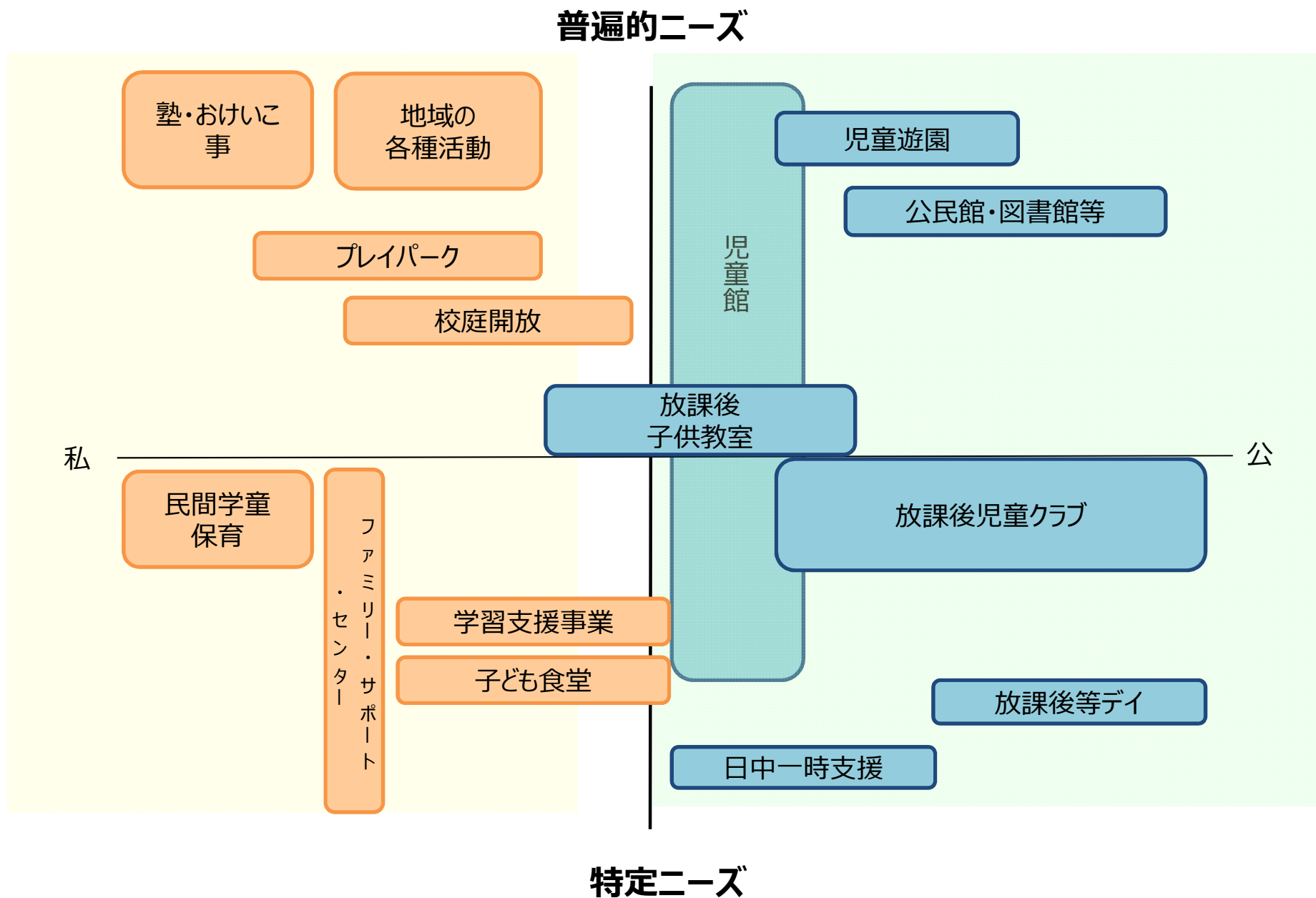
回数	開催年月日	議事内容
第1回	平成29年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○委員長の選任 ○今後の進め方について ○放課後児童クラブの現状について ○フリートーキング
第2回	平成29年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回の議論を踏まえた論点について ○意見交換（フリートーキング）
第3回	平成29年12月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの議論を踏まえた論点整理と検討の方向性について ○意見交換（フリートーキング）
第4回	平成30年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの議論を踏まえた論点整理と検討の方向性について ○分権関係報告 ○最近の主な動き ○関係者からのヒアリング① ○その他
第5回	平成30年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者からのヒアリング② ○その他
第6回	平成30年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者からのヒアリング③ ○その他
第7回	平成30年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○中間取りまとめに向けた全体の議論 ○その他

【参考資料】

- *（別紙１）放課後児童対策の全体像

- *（別紙２）放課後児童対策に関わる主な施策一覧

(別紙1) 放課後児童対策の全体像



(別紙2)放課後児童対策に関する主な施策一覧①

	放課後児童クラブ	放課後子供教室	児童館	児童遊園
事業の目的、内容	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	放課後や週末等において、全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設。遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長、年長者児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする屋外型児童厚生施設。地域における児童に対し、健全な遊びを通して、集団的、個別的指導を行い事故の防止に資するとともに、母親クラブ等の地域組織活動を育成助長する拠点としての機能を有する。
設置場所 (実施場所)	学校の余裕教室、学校敷地内の専用施設、児童館等	学校の余裕教室、公民館等	—	児童の居住するすべての地域
設置状況	24,573か所(H29.5現在)	17,615か所(H29.10現在)	4,637か所(H28.10現在)	2,725か所(H28.10現在)
設置及び運営 (実施)主体	市町村、社会福祉法人等	都道府県、指定都市、中核市、市町村	都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人等	市区町村等
設備と職員等	設備:遊び及び生活の場、静養するための区画 職員:放課後児童支援員2名以上	地域学校協働活動推進員等の地域住民	設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置	設備:遊具、広場、便所等の設置 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置(ほかの児童厚生施設の児童厚生員と兼ね、又は巡回の者であっても差し支えない)
予算関係	725.3億円の内数(H29) [運営費]587.8億円 国負担1/6 (うち量の拡充に係る部分は事業主拠出金財源、質の向上に係る部分は消費税財源、その他の部分は一般財源) [施設整備費]137.5億円 国負担 嵩上げ前:公立1/3、国立2/9 嵩上げ後:公立2/3、国立1/2 (事業主拠出金財源)	64.3億円の内数(H29) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(一般財源)	[運営費] 平成24年度から地方交付税措置 [施設整備費] 次世代育成支援対策施設整備交付金(66億円)の内数[補助率:定額(1/3相当)](H29)	—

(別紙2)放課後児童対策に関する主な施策一覧②

	子どもの生活・学習支援事業 (居場所づくり)	子どもの学習支援事業	放課後等デイサービス事業	日中一時支援
事業の目的、内容	ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもたちの生活の向上を図る。	「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う学習支援事業を実施。	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。 ① 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他市町村が認めた事業、 ② 送迎サービスその他適切な支援、 ③ その他地域のニーズに応じた事業。
設置(実施)場所	児童館、公民館、民家や母子生活支援施設等の中から地域の実情に応じて選定	公共施設、公民館、NPO施設、社会福祉施設等	放課後デイサービス事業所	—
設置(実施)状況	平成28年度からの事業であり、現在集計中。	1,277か所(H28年度実績)	10,613か所(H29.4現在)	—
設置及び運営(実施)主体	都道府県、指定都市、中核市、市町村	福祉事務所設置自治体 ※自治体直営または委託	都道府県、指定都市、中核市	市町村、事業の全部又は一部を団体等に委託又は補助が可能
設備と職員等	設備:良好な衛生環境、安全性やプライバシー等を確保 職員:地域の学生や教員OB等のボランティア等を支援員として配置	地域の実情に応じ設定	設備:指導訓練室には訓練に必要な機械器具等を備えること、その他指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること 職員:児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、管理者	地域の実情により実施 利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう市町村が規定
予算関係	母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数(H29)	35億円(H29)	障害児入所給付費等負担金(1,778億円)の内数(H29)	地域生活支援事業(487億円)の内数(H29) 障害保健福祉費

(別紙2)放課後児童対策に関する主な施策一覧③

	ファミリー・サポート・センター	プレイパーク(※)
事業の目的、内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ること。	子どもが「やってみたい」ということを、なるべく何でも実現できるようめざした遊び場(公園等)。自然の中で体を使って、思いっきり遊べる。素材や道具を使い、子どもたちが場を作り変えていくことも含めて遊ぶことができる。
設置(実施)場所	《預かり場所》 会員の自宅、児童館、地域子育て支援拠点等	公園等、公的施設を借りて行う例が多い 主として常設は少なく、週1回ないし月1回など定期的に開催
設置(実施)状況	《実施市区町村数》(H28年度実施) 基本事業 833市区町村、病児・緊急対応強化事業 145市区町村 《会員数》(H28年度末現在) ・依頼会員(援助を受けたい会員) 55万人 ・提供会員(援助を行いたい会員) 13万人	400団体以上が活動
設置及び運営(実施)主体	市町村、社会福祉協議会等	市民団体やNPO法人等
設備と職員等	提供会員 (地域住民、資格要件等なし、センターの定める講習は要受講)	地域に暮らす住民たちが「世話人」もしくは運営者となって運営遊びを支援する「プレイリーダー」を配置
予算関係	1,076億円の内数(H29) 消費税財源	自治体の独自補助、委託金等あり

※プレイパークについては、有識者からの聞き取りを元に作成。